

職工側交渉委員は激越の調を以て支部に臨みて報告し「吾人には鐵の如き双腕あり最後の日來るも既に覺悟あり、されど交渉は未だ破裂せるに非ず」と云へり。

△兩者の進歩的態度

會社は十一日に、職工團に九十名を解雇することを通告したるが、十七日に到るも尙其氏名を發表せず、之れは會社中村常務の配慮より出でたるところにして、百三十四名の職工中九十名の解雇者氏名を發表せんか職工團の感情は自ら二派に別れ對會社の驅引統一を缺しへきは明瞭なるべく斯くては會社が其日まで職工組合を是認し來れる趣旨を裏切り一種の切崩しこなるべしとなし解雇者氏名を發表せず、又五交渉委員中（解雇豫定者中田惣壽・鹽野政五郎・坂東保一）三名を馘り二名を殘すことは之亦五委員の歩調を亂すの虞ありこなし當初の豫定を變更し五委員ともに解雇することゝせり、一方職工が連日罷工本部に宛てたる構内食堂も亦閉鎖するの意志を有せざりき、一方職工團が勤續年限の長短に不拘一樣に解雇手當額を百八十日分宛として要求せるは聞くべき理由あり、即ち大崎方面の工業界の狀勢不振にして、各工場とも人員整理の必要目前に迫れるは爭ふべからず、かゝる時に於て工場經營者解雇手當を成べく少額にして済ますためには必然勤續日淺きものを馘首せんこすること火を見るよりも瞭かなる事實ならん、而して事實は勤續年限短かきもの少すしも不熟練工に非す、かくては短意を表したりと。

勤續者に取り忍び難き痛事なるため、短勤續者馘首の勢を喰ひ止むべく、平等百八十日分の要求を提出せるものにて百八十日分の根據は本給百八十日分は手當付給料九十日分に匹敵し九十日の間には何等かの職に有付くべしと推したるなり、がゝる理由のため平等の要求は日鐵支部が當初より死守せんとしたるところにして前述十六日の重役會議に於て協調會勞務課長小林鐵太郎氏も亦此點に言及し、「解雇手當に對し新舊に依り厚薄を付せんとするは根本的に誤まれるブルジョア式の考なり、解雇手當は賞與にあらず、即ち會社を逐はれたる職工が次の雇主を見出すまでの生活資料なるに、勤務日新しき職工は古き職工より短日月に雇主を發見し得べしと爲す理由何れにありや」とて職工側の主張に贊意を表したりと。

△柳樂早大教授の應諾

會社の帳簿全部を查閱し、其負擔に堪へ得るか否かを試みんとする案は、友愛會長鈴木文治氏の案なりと言はる、十七日の會見に於て田口龜藏外四名の委員は中村社長に之を迫り同夜直に幹部會を開き帳簿查閱問題を協議するところあり而して其任に當る者は斯道に於ける相當の具眼者ならざるべからずと爲し其人選方を友愛會本部に一任することに決し十八日友愛會本部を訪へり友愛會本部にては同會評議員たる北澤早大教授に、其詮衡を一任すべしと爲し、同氏を池袋の自邸に訪問せしめたるも、